

高等教育の修学支援新制度の拡充による
「多子世帯への授業料等無償化」の実施について
(2025年4月から実施、学部学生対象)

高等教育の修学支援新制度による入学料・授業料の減免は学部学生が対象です。(大学院生は対象外)

2025年度から高等教育の修学支援制度の支援が拡充され、日本学生支援機構(以下、「JASSO」)から「多子世帯」の認定を受けた学部学生は、所得の制限なく※1入学料及び授業料が減免※2されます。

※1 「多子世帯」の所得制限はありませんが、資産要件(申請者と生計維持者への資産の合計額が3億円未満)及び学力要件に基づく審査があります。(採用後は毎年度末に適格認定(学業)を実施し、学業成績等に基づき支援の継続の可否等を判断します。)

※2 授業料等減免を受けるためには、本学が指定する期間内に学生からの申請が必要です。申請にもとづき多子世帯の認定を受けた場合、本学の入学料及び授業料の全額が免除されます。

[高等教育の修学支援新制度の申込資格](#)がある学部学生のうち、2025年4月以降に入学する新入生及び高等教育の修学支援新制度を利用したことがない在学生在が「JASSO 給付奨学金(多子世帯の授業料無償化含む)」に申請できます。ただし、2024年度以前入学者が納付した入学料は、遡って免除されませんのでご注意ください。

なお、2025年3月時点の在在学生でJASSO 給付奨学金に採用されている場合は、申請時に提出されたマイナンバーにより情報でJASSOが多子世帯の対象者を認定します。

高等教育の修学支援新制度及び2025年度からの多子世帯への授業料無償化についての現時点で公開されている情報は、文部科学省ホームページ及び日本学生支援機構ホームページからご確認ください。

[○文部科学省ホームページ](#) (高等教育の修学支援新制度)

[○日本学生支援機構ホームページ](#) (給付奨学金)

1. 多子世帯の該当者

JASSOが申請者及び生計維持者のマイナンバー情報等に基づき、多子世帯の要件に該当するかを審査し、対象者を認定します。

[多子世帯支援の要件]

次の2点のいずれも満たしている者

- ・生計維持者が扶養する「子供」の人数が3人以上であること
- ・奨学生自身が生計維持者に扶養されていること

※JASSO 給付奨学金の申請手続き（既に給付奨学生採用済の場合は「在籍報告」等の手続き）が必要です。

審査は原則として申請時点で確定している住民税情報に基づきます。

（例）2025年4月の在学採用（春）に申請 ⇒ 2023年12月31日における住民税情報

2025年10月の二次採用（秋）に申請 ⇒ 2024年12月31日における住民税情報

※文部科学省の「[令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ](#)」も併せてご確認ください。

※大学では多子世帯の要件を満たすかの判定は行いません。

要件に該当するか不明な場合は、所定期間内に後述「2. 申請方法」の手続きを行い、JASSOによる認定結果をご確認ください。

給付奨学金の在学採用の申請時期は春と秋の2回ですが、入学料免除を希望される場合は春（2025年4月）に申請してください。秋（2025年10月）の申請の場合、2025年4月の入学料は免除されません。

2. 申請方法

以下の手続きが必要です。なお、学生本人の状況より、手続き内容が異なります。

提出期間・提出方法の詳細については、3月下旬頃に東京海洋大学大学ホームページの「日本学生支援機構奨学金」のページに掲載しますので、ご確認ください。

学部新入生

(1) 高校等の予約採用でJASSO 給付奨学金（大学）の採用候補者となった方

①入学手続き時にインターネット入学手続システムで、入学料の入金をせずに本人情報登録画面で「入学料免除を申請する」にチェックをしてください。

（「入学料免除を申請する」にチェックを入れずに入学料を支払ってしまった場合で、JASSO 給付奨学金（多子世帯の授業料無償化含む）の申請をする場合はその旨を奨学係にお知らせください。JASSO 給付奨学生（多子世帯の授業料無償化含む）に採用された場合は支援区分に応じた入学料を返金します。）

②入学後の4月に、高校在学時に受領した採用候補者決定通知を大学に提出してください。

進学後の手続き方法を記載した書類をお渡ししますので、進学届の提出（インターネット

提出)及び書類提出を行ってください。進学届の提出をしないと正式に奨学生として採用されませんので、必ず提出してください。

※この進学後の手続きの詳細(提出時期・提出方法)については、3月下旬に東京海洋大学ホームページの「日本学生支援機構奨学金」のページに掲載予定ですので、ご確認ください。

(2) 大学入学後、新規で JASSO 給付奨学金(多子世帯の授業料無償化含む)に申請する方

(以下のようなケースが該当します)

- ・新規で日本学生支援機構の「給付奨学金」に申請予定の方
- ・日本学生支援機構の「給付奨学金」の家計基準は満たさないが、新規で「多子世帯の授業料等無償化」に申請予定の方
- ・高校等で「貸与奨学金」に採用されたが、新たに「給付奨学金」もしくは「多子世帯の授業料等無償化」に申請したい方

※「給付奨学金」の申請に併せて「貸与奨学金」も申請できます。(3月下旬に大学ホームページに掲載予定)

①入学手続き時にインターネット入学手続システムで、入学料の入金をせずに本人情報登録画面で「入学料免除を申請する」にチェックをしてください。

(「入学料免除を申請する」にチェックを入れずに入学料を支払ってしまった場合で、JASSO 給付奨学金(多子世帯の授業料無償化含む)の申請をする場合はその旨を奨学係にお知らせください。JASSO 給付奨学生に採用された場合は支援区分に応じた入学料を返金します。)

②入学後の4月に、JASSO 給付奨学金(多子世帯の授業料無償化含む)に申請してください。

申請書類の提出時期・提出方法については、3月下旬に東京海洋大学ホームページの「授業料等免除」及び「日本学生支援機構奨学金」のページに掲載予定です。ご確認の上、学内申請期限までに申請してください。

在学する学部生(新入生以外)

(1) 本学に在学中で JASSO 給付奨学金に既に採用されている方

2025年3月時点の在学学生で JASSO 給付奨学金に採用されている場合は、申請時に提出したマイナンバー情報で JASSO が多子世帯の対象者を認定します。

2025年度前期分の授業料免除の手続きについては、3月下旬に東京海洋大学ホームページの「授業料等免除」のページに掲載予定です。

(2) 本学に在学中で JASSO 給付奨学金(多子世帯の授業料無償化含む)に新規で申請する方

申請時期・申請方法については3月下旬に東京海洋大学ホームページの「授業料等免除」及

び「日本学生支援機構奨学金」のページに掲載予定です。ご確認の上、学内申請期限までに申請してください。

【本件連絡先】

学生サービス課奨学係

電話：03-5463-0435

E-mail：g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

(※：☆を@に変換ください。)